

なかの



Vol. 188

(3 ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.org>



本部だより



活発な社会貢献活動を展開!!

中野にぎわいフェスタ 2012 に参加

10月7日・8日 (税金クイズなどを実施)



10月7日：応援頂いた皆様



会長・区長・副議長・実行委員長



10月8日：応援頂いた皆様



女性部会の皆様



ワイ もらったよ!



青年部会の皆様



(四季の森公園) キッズダンスが...



ぼくにもできるかなあ(?)



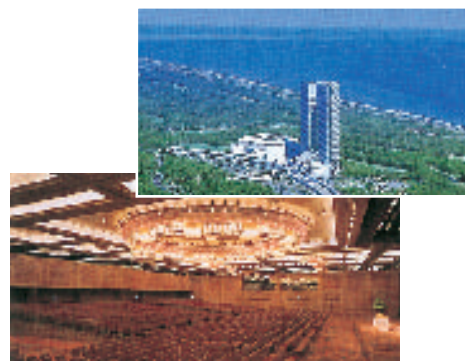
(四季の森公園) JBS：白川バンド出演

第26回法人会 全国青年の集い

11月2日 会場：シーガイアコンベンションセンター



11月1日、宮崎市民プラザで開催され、当法人会青年部会は、東京代表で出場し、見事に奨励賞に!



掲 示 板 (1～3月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
1月	10日(木)	15:15～15:25	正副会長・総務・事業合同役員会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	一般受付開始 15:30
	//	16:00～17:00	署長：講演会（講師：伊藤署長）	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	一般受付開始 16:30
	//	17:00～17:45	新年賀詞交歓会・受彰祝典	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	17:45～19:45	懇親会	中野 サンブラザ 13F コスモルーム	
	15日(火)	16:00～17:00	広報委員会	ウエストフティーサード本館	終了後：懇親会
	16日(水)	13:30～15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	17日(木)	10:30～11:30	中野税務懇談会	署・別館会議室	
	//	16:00～17:00	源泉研究部会・第332回研修会	法 人 会 館	終了後：新年初顔合せ会
	23日(水)	11:00～14:00	東法連・新春記念講演&新年賀詞交歓会	帝 国 ホ テ ル	(会長)
	23日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	25日(金)	19:00～20:30	青年部会・新年初顔合わせ会	ウエストフティーサード本館	
2月	5日(火)	13:30～16:00	書き方説明会	法 人 会 館	
	6日(水)	14:00～15:30	女性部会・第198回研修会	法 人 会 館	終了後：役員会
	7日(木)	13:30～&15:30～	e-Tax講習会	テラハウスICA	
	8日(金)	14:00～15:30	源泉研究部会・第333回研修会	法 人 会 館	終了後：役員会
	8日(金)	17:00～18:30	青年部会・第303回研修会	法 人 会 館	終了後：懇親会
	14・15日	15:30～17:30	パソコン教室	まなびじゅく	
	18日(金)	7:45集合	“確定申告期” 冒頭駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	20日(水)	13:30～15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	27日(水)	16:30～17:00	正副会長会	中野 サンブラザ 13F アネモルーム	
	//	17:00～18:00	拡大理事会（予算審議会）	中野 サンブラザ 13F アネモルーム	
	//	18:00～18:30	新入会員特別研修会	中野 サンブラザ 13F アネモルーム	
	//	18:30～20:00	新入会員特別研修会後交流会	中野サンブラザ11F ブロッサムルーム	
	8・13・14日	9:00～	生活習慣病健診	中野ゼロ小ホール	
3月	21日(木)	10:00～12:00	決算法人説明会	中野ゼロ視聴覚ホール	
	27日(水)	13:30～15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	

1 月号の目次

「新春対談（伊藤署長・鈴木会長）」

2013 VOL.188

活発な社会貢献活動（にぎわいフェスタ）……………	2	活発な社会貢献活動を展開（税を考える週間・特別企画含む）	
第26回法人会全国青年の集い（宮崎市）……………	2	第1～4支部（野方地区まつり）（丸山塚まつり）……………	16
新春対談 中野税務署 伊藤 欽司 様……………		第4～6支部（上高田地区まつり）（環境美化キャンペーン）	17
中野法人会 鈴木 芳久 会長……………	4～6	第7支部（東中野地区まつり）、第8支部（鉢植え贈呈（チャリティーで））	18
年頭所感 中野都税事務所長 石原 健 様……………	7	第9中央・本町・10支部（セーフティー教室&法人会寄席）	
都税だより……………	7	第11・12支部（神明・氷川市）……………	19
税務署だより……………	8	「JR中野駅頭・PR活動」「租税教室&フラメンコのタベ」	
平成24年度納税表彰式、“税の作文コンクール”入賞作品	9	「中野税務懇談会」「署主催・eTax研修会」……………	20
知っとくと得情報（税の豆知識）（山岡先生）……………	10・11	「間税会主催・署長講演会」「東法連主催・講演会」「東法連第4ブロック合同会議」	20
活発な事業・研修を展開		本部だより（中野の逸品グランプリ）（署長・講演会、新年賀詞交歓会・祝賀会）案内	21
秋の講話&税務研修会……………	12	支部だより（第2支部チャリティー寄贈）（第7支部チャリティー音楽のタベ&ディナー）（ゴルフコンパ）	21
法人税実務講座・源泉所得税実務講座・年調&案内 ……	13	部会だより（源泉研究部会）（青年部会）（女性部会）…	22
パソコン講座（共催：中野区）、与信管理対策セミナー	14	全法連第29回法人会全国大会（北海道・釧路市）、（税制改正要望大会）	23
中野区だより（区政80年、花と緑の祭典、震災復興イベント他）	15	第3回「税に関する絵はがきコンクール」……………	24

●表紙（写真説明）……………第10回フォト・コンテスト入賞『朝日』（関越道・高坂にて） ヤシマ教材（株） 片岡政夫 氏

発行所（公社）中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話（3388）6896 FAX（3388）2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集：広報委員会 印刷：友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話（3381）1423 FAX（3381）1743

新春対談



司会：新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い致します。今年も新春対談ということで、企画をさせて頂きました。よろしくお願い致します。

会長：明けましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

署長：明けましておめでとうございます。昨年中は、法人会の皆様には、税務行政全般にわたりまして、ご理解ご協力を頂きまして誠にありがとうございました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

中野は活気に満ち溢れ躍動する街

司会：昨年の異動で中野に赴任をされまして、着任後、中野について感じられた事や印象などを、中野法人会の印象も含めて、まずお話頂ければと思います。

署長：中野に赴任して、とても活気溢れる街だなと感じました。中野駅北口の高架事業は済んでいましたが、警察大学校の跡地が、どんどん変わっていく様子を驚嘆しながら見て参りました。

二つの大きなビルの建設、今年4月に開校される大学の建設、それから広大な敷地の「四季の森公園」それに伴って大きな道路もでき、只々驚いております。

中野税務署は、今年で開庁69年になりますが、署長としては、私でちょうど第50代となり節目の年に赴任させていただきました。駅からも近く、また、法人会の皆様はじめ、素晴らしい方々と一緒にできましたことを大変光栄に感じております。

中野の街は、住みたい街の第一位になった事がありますが、職員にとっても、勤務地として希望者が多い税務署です。特に、子育て真最中の女性職員にとっては、交通の便も大変に良いうえ、先ほども申し上げましたが、駅から近いという事が人気の秘密かなと思っています。

これから、二つのビルに大企業も進出して参ります

し、益々活気溢れる街になって行く事はまちがいないですね。

今でも、若者が多い街であると思っておりますが、4月から、二つの学校が開校しますと益々増えてきます。また、サンモールやブロードウェイ、ふれあいロードの商店街なども、大変活気に溢れ、飲食店も多く、特にラーメン屋さんが目立ちます。各商店もそれぞれ工夫をしながらお客さんを集めているという印象があります。

歴史と伝統を継承し仲の良い法人会

署長：法人会に関しては、これまでの会活動を拝見しまして、役員の皆様方が一致団結して会の運営に当たられているという印象が極めて強く、良き伝統を継続しておられると思っています。組織基盤がしっかりしておりますので、研修会や講演会など様々な会活動を通じまして、誰の目から見ても魅力を感じる法人会となりますよう、私共も側面からではありますが、サポートさせて頂きたいと思っております。

地域密着型で更に魅力ある法人会に

会長：昨年は、建設中だった様々な物が一気に完成しまして、特に中野駅周辺、税務署の裏側は、大きく変わりました。署長が言われた通りですが、商店街に関して言いますと、基本的に駅を中心は大変に活気がありますが、ちょっと離れますとかなり厳しい状況です。そんな中で商店街連合会が中心になって始めた“中野の逸品グランプリ”に、法人会も3年前から共催させて頂いており、中野の街づくりと申しますか、活性化に大いに貢献をさせて頂いております。私は、中野で生まれ育ちましたが、中野にも、美味しくて良いものがたくさんあるという事の再発見をさせて頂いております。

中野駅から近い場所に、区民の憩いの場として「四

季の森公園」が開園しました。その柿落とし（こけら落とし）も兼ねまして、昨年の10月には、署長をはじめ、署の皆様にもご協力を頂きまして、「中野にぎわいフェスタ」が行われました。今までとは規模が違いますので、宮島副会長（中野にぎわいフェスタ・実行委員長）始め、実行委員の皆様は、大変なご苦労があったとお聞きしております。動員数ですが、10万人近い方にお出で頂き、お陰様で大成功に終える事ができました。私共法人会は、駅方面からお出でになる方には、メイン会場が全く見えないので、署の前庭をお借りして「税金クイズ」をやらせて頂いた訳ですが、その道案内も兼ねてとっても重要な役割を果たせたのかなと思っています。

更なる法人会の税の啓発活動に期待

署長：昨年は青年部会が「租税教室・全国実例発表会」で、東京都代表になり、宮崎県で行われた大会で、奨励賞を受賞したとお聞きしました。誠にめでたうございます。

また、女性部会や源泉研究部会でも「税に関する絵がきコンクール」、「税に関する川柳コンクール」など「税の啓発活動」に、多大なる貢献をして頂いている事に心から感謝申し上げます。

中野法人会は、どの活動を取ってみましても、会長を中心に、支部役員、青年部会、女性部会の皆様、仲良く団結して活発に事業活動を展開されていて本当に素晴らしいと思っています。

会長：昨年は、様々な事業に、皆様がとても積極的に協力をして頂きまして大変に感謝致しております。特に、青年部会・女性部会は、部会長を中心に事業を盛上げて頂きました。青年部会は、中野法人会の租税教育活動を全国に知らしめる素晴らしい機会を頂きました。

残念ながら、最優秀賞には至りませんでしたが、事例発表後も、様々な方が絶賛しており高い評価を頂いております。また、法人会には、13の支部がありますが、それぞれの支部の街づくりが違うので、特徴をそれぞれお持ちになっていて、それを活かした支部活動をして頂いております。そういった支部活動を活かしながら、法人会の魅力ある形を宣伝できる絶好の社会貢献活動を、昨年は、新たに3会場で行うことができました。

また、以前からは是非参加したいと思っていました「中野通り桜まつり」に始めて参加をする事ができました。昨年は、桜の開花が遅く、開催の両日とも大晴天にも恵まれまして、大成功で終える事ができました。これも、皆様の協力あつての賜物であり今後も継続して参加して参りたいと思っています。

中野法人会は、昨年の4月に、公益社団法人になりまして、更に社会貢献活動を展開していかなければいけない訳ですが、従来の社会貢献活動を少し見直ししながら、支部活動と一体化した形を取り、地域に密着した社会貢献活動を進めていこうと思っています。

11月の“税を考える週間の駅頭PR活動”には、署の幹部の皆様に応援して頂き、本当にありがとうございました。

司会：それでは、年頭ということで今年の抱負をお聞かせ頂きたいと思います。伊藤署長からお願い致します。

適正公平な税務行政の更なる推進を

署長：経済活動が減速している中、これまで以上に税務行政に対する目は厳しくなっております。また、経済社会のICT化、国際化などその複雑性・困難性が一層高まり大変難しい時期に差し掛かっております。

その中で、国税庁では、申告納税制度を支えるために「納税者サービス」の充実と「適正・公平な税務行政の推進」を2つの柱として取り組んでおり、本年も、国税庁のホームページによる情報の提供、広報活動や租税教育をはじめ税務手続きにおける利便性の向上など、様々な納税者サービスの充実を図っていきたくと考えております。また、的確な指導・調査や滞納整理を実施することで、適正・公平な税務行政の推進を図っていきたくと思っています。

2月18日からは、個人の所得税確定申告が始まりますので、自書申告の定着を目指し、社員の皆様方の申告につきましても、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーをご利用いただき、e-Taxによる申告をしていただきたいと思います。是非法人会の皆様にもご協力をお願いいたします。

法人会の活性化と磐石な組織の強化

会長：ありがとうございます。法人会としましては、毎年決まっているような事は、従来どおりの形で更に強化して参りたいと思っています。

もう少し力を入れたい点は、租税教育です。既に講師養成研修を受けた青年部会員が、その機会を待っているという状況です。桜まつり、中野にぎわいフェスタや鍋横まつりなどで、税金クイズという形で、子供さんのために税金クイズを行っていますが、今年も更に展開して参りたいと思っています。

また、e-Taxの普及をどうするかという問題がありまして、e-Taxを既に利用されている方にも、もう少し幅を広げて利用して頂けるよう進めなければならないと思っています。まだ利用されていない方には、とにかく先ず一歩を踏み出してほしいと思います。



(左から木村広報委員長・鈴木会長・伊藤署長)

先程も申し上げましたが、法人会として一番重要なのは、会員の減少に歯止めがかからないという事です。この点については、更に支部活動に力を入れながら、法人会の宣伝も必要ですし、支部活動を通しての魅力作りというのをもっと大事にしなければいけないなと思っております。地域に密着した支部活動に力を入れ、更に一歩前進できればと考えております。

司会：今年の活動目標という事で、会長からお話がありましたが、活動目標としては高いかも知れませんが頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。署から中野法人会に期待する事、という事で何かお話頂ければと思います。

公益社団法人として貢献活動の展開を

署長：関係民間団体の皆様方との更なる協調関係を推進していきたいと思っております。法人会としても、地域に密着した事業活動を展開し、社会貢献活動を充実させ、公益事業を積極的に推進する事で、公益社団法人としての役割を果たして頂きたいと思っております。

新たな公益法人制度の創設に伴い、主務官庁制は廃止されましたが、今後も適正かつ公平な課税及び徴収の実現のためには、法人会のご協力が不可欠であり、当局と法人会の信頼・協力関係は何ら変わるものではありません。

また、e-Taxについてですが、法人会の皆様方にはこれまでも利用拡大に、ご尽力を頂いて参りましたが、更なる利用の促進のため、是非、ご協力を頂きたいと思っています。

会長：公益社団法人として、その名に恥じない、また、他の法人会の模範になるような事業を、今年度も展開して参りたいと思っております。

自身の健康作りは、体を動かす事から

司会：それでは最後に、伊藤署長のオフタイムの過ごし方、趣味や健康法などをお聞かせ頂きたいと思致します。

署長：私は、健康のために体を動かすこととしておりまして、休日はマラソンと卓球をしています。

卓球は、地元で年配者と中学生に教えているほか自分でも市民大会などに参加しています。

また、マラソンは、全国の大会に参加しています。

中野税務署の赴任の前は、宮崎県的小林税務署に単身赴任をしておりました。宮崎県的小林といえば、小林高校の駅伝が大変に有名です。伝統もあり、何度も優勝をしている学校です。私もランナーですから、大変興味深く、今でも応援をしています。

私自身、北海道から鹿児島まで、様々な大会を経験して参りましたが、お陰様で、こうして健康を維持できているのもマラソンや卓球をやっているからかなと思っております。

ところで、会長は、ジャズ・ピアニストだそうですね。

会長：最近は、なかなか弾く機会も少なくなりましたが、毎年ライオンズクラブのイベントでは、私のバンドが演奏をさせて頂いております。昔からジャズは大好きで、レコードも集めていました。業界では、コレクターとして知られた存在になっているようで、レコード会社が、かつてのレコードを復刻するときに、ジャケットに関しては当時の物を使用したいらしく、コレクターのリストから私の名前を見つけては借りに來たりもしています。

音楽は良いですね。

只、署長のように、特にこれといったスポーツはやっていませんので、とにかく歩く事にしています。信号から信号まで、何台の車を追い越せるか……などと早足で歩いてみたりして、ひとり爽快感を味わったりしています。老化は、足・腰からと言いますので、簡単に誰でもできる“歩くこと”これが私の健康作りです。

司会：本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。新しい年、私達も、法人会の更なる発展のために頑張っていきたいと思致しますのでどうぞ宜しくお願い致します。



謹 賀 新 年

中野都税事務所
所長 石 原 健

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人中野法人会の役員並びに会員の皆様におかれましては、新年をお健やかに迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

昨年中は、法人会の諸活動やご事業を通じまして、都政並びに都の税務行政の運営に多大のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

貴会におかれましては、日頃から納税意識の高揚や企業経営の健全な発展に努められ、正しい税知識の普及や適正な申告納税の推進等、広く地域社会への貢献活動に尽力されてこられました。

貴会の先進的かつ熱心な活動に心から敬意を表する次第でございます。

さて、我が国の経済は、海外経済の減速などにより、非常に厳しい状況でございます。今後の景気回復が期待されるではありますが、先行きの不透明感は一掃できず、財政を取り巻く環境は大変厳しいものがございます。

こうした状況にあっても、東京都は将来にわたって

時機にかなった施策を戦力的に展開し、着実に実行していかなければなりません。それを支える財政基盤となる都税収入の確保は、なお一層重要になってまいります。

これまでも、東京都主税局では、安定した都税収入を確保するために納税しやすい環境を整備いたしました。

昨年度は、自動車税の納付を対象とした「クレジットカード納付制度」を導入し、納税の利便を図ったところでございます。また、地方税の電子申告・納税システムeLTAXについても、国税のe-Taxと同様、更なる普及促進を図ってまいりたいと考えております。

今後も、納税しやすい環境を一層整備するとともに「口座振替制度」や「ペイジー納付」についても、積極的な広報と周知に努めてまいります。

中野都税事務所といたしましては、本年も心を新たに、親切できめ細やかな対応に心がけ、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に全力を注いでまいりたいと考えております。

本年も引き続き、中野法人会の皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人中野法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝、更なるご活躍を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

税務職員を装った不審な電話『還付金詐欺』にご注意ください！

～ 23区内に償却資産をお持ちの方へ ～

1 月は固定資産税（償却資産）の申告月です

- 償却資産とは
会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
 - 申告が必要な方
平成25年1月1日現在、償却資産を所有している方
 - 申告先
償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係
 - 申告期限
平成25年1月31日（木）
- 詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。また、資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

償却資産の申告には、電子申告（eLTAX:エルタックス）もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX（地方税ポータルシステム）

ホームページ <http://www.eltax.jp/>

エルタックス 検索 クリック

ヘルプデスク ☎ 0570-081459

（IP電話・PHSから ☎ 045-759-3931）

※午前8時30分から午後9時00分まで（土日祝・年末年始（12/29～1/3）を除く）

【お問い合わせ】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

23区内に土地をお持ちの方へ

住宅用地（23区内）の申告はお済みですか？

◎住宅用地の状況に変更があり、一定の要件を満たす場合は、固定資産税・都市計画税軽減されます。

◎軽減を受けるためには、平成25年1月31日（木）までに申告が必要です。

【お問い合わせ】土地が所在する区にある都税事務所の土地係

平成24年度税務功労者感謝状贈呈式

11月16日、中野都税事務所において贈呈式が行われ、



会長
納税団体代表祝辞



三輪様
受表彰者代表謝辞

三輪喜久子様（相談役）が受表彰されました。

又、中野納税貯蓄組合から藤澤義一様も受表彰されました。誠にありがとうございます。



受表彰された皆様

税 務 署 だ よ り

[確定申告のお知らせ]

申告書はご自分で作成して提出はお早めに

平成24年分の申告の税務署窓口での相談、申告書の提出及び納付は

所 得 税 2月18日(月) から 3月15日(金)

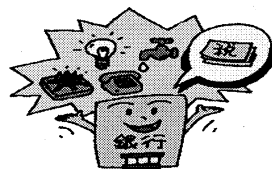
贈 与 税 2月 1日(金) から 3月15日(金)

個人事業者の 1月 4日(金) から 4月 1日(月) **までです。**
消費税及び地方消費税

※所得税の還付を受けるための申告書の提出は、1月4日(金)からとなります。
税務署では、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)に相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書はe-Tax(イータックス)による送信や郵便又は信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱に投函することで提出できます。
また、中野税務署では、平成25年2月24日、3月3日の日曜日に限り、申告書の作成アドバイス、用紙の配付及び受付等を行っております。
なお、電話での相談、国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりませんので、ご注意ください。

納税は振替納税で！

所得税、個人事業者の消費税及び地方消費税の納税には、振替納税をご利用ください。手続は簡単です。



平成24年確定申告分の振替納付日は

所得税 4月22日(月)

個人事業者の 4月24日(水)
消費税及び地方消費税

◎ 国税庁ホームページで確定申告書等の作成ができます。

〔所得税の確定申告書・青色申告決算書・収支内訳書〕が作成可能！
消費税等の確定申告書・贈与税の申告書(※)

○ 国税庁ホームページ内にある「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書データについては、電子証明書を添付して、e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信できます。

※ 平成24年分から贈与税の申告についてもe-Taxが利用できるようになりました。

○ 「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書等は、プリントアウトして、そのまま税務署に提出できます。

○ 国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務手続に関する申請・届出書様式を掲載していますので、是非ご利用ください。

○ e-Taxをご利用いただくためには、事前の手続が必要です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

税務署では申告書作成コーナーにおいてパソコンによる申告書作成を推進しています。

税務署に来署されて確定申告書を作成される方には、画面の案内に従って入力するだけで自動計算されるパソコンによる申告書の作成を推進しています。

税務署のパソコンで作成した確定申告書は、その場から電子申告することができます。



確定申告期間中は駐車場のご利用はできません。お車でのご来署はご遠慮ください。

[年末調整・法定調書のお知らせ]

<源泉所得税>

年末調整により納付する税額がない(「本税」欄が「0」)場合であっても、所得税徴収高計算書(納付書)は所轄の税務署に提出してください。

また、e-Taxで送信する場合であっても電子証明書は不要です。

なお、利用者識別番号は必要なため「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を提出してください。

※納期の特例を適用されている源泉徴収義務者の方の、7月～12月分の給与等の源泉所得税の法定納期限は**翌年1月20日**に改正になりました。

なお、納期の特例を適用されていない源泉徴収義務者の方の、12月分の給与等の源泉所得税の法定納期限は**翌年1月10日**で変更はありませんのでご注意ください。

<法定調書>

平成24年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、**平成25年1月31日(木)**です。



法定調書の提出に関するe-Tax利用のお願い

本年分の法定調書の提出につきましては、是非**顧問税理士**に代理送信を依頼していただきますようお願いいたします。

平成24年度 納税表彰式

11月13日、中野サンプラザにおいて、平成24年度の納税表彰式が挙行されました。

法人会の活動を通じ、納税意識の高揚と税務行政の円滑化に寄与された功績により、伊藤署長より、署長表彰・署長感謝状が授与されました。

来る、1月10日の新年賀詞交歓会の席上、改めてご紹介をさせていただきます。

誠にありがとうございます。



11月13日 中野税務署長表彰



11月13日 中野税務署長感謝状

(順不同)

《中野税務署長表彰》

櫻井 悠介様 (常任理事・第8支部長)

白川 邦雄様 (常任理事・第12支部長)



櫻井悠介様



白川邦雄様

《中野税務署長感謝状》

鈴木 照男様 (常任理事・第7支部長)

佐藤 正則様 (常任理事・第9本町支部長)

滝口 智様 (常任理事・青年部会長)

大神田ハツエ様 (理事・女性部会副部会長)



鈴木照男様



佐藤正則様



滝口 智様



大神田ハツエ様

“税の作文コンクール” 入賞作品

公益社団法人中野法人会会長賞

【父子家庭ということ】

東京大学教育学部附属中等教育学校 上三垣 綾華

私の家庭は、父と自分と妹の三人です。母は九年前に家から追い出されるようにして出ていきました。お父さんが一人で働いて家計を支えていました。そのため収



入が母親の分減ということはありませんでしたが、家事は全てお母さんがしていたため当時三十六歳だったお父さん一人で家事と仕事をするようになりました。もちろん毎日働き詰めだったお父さんが不慣れな家事をするために仕事量を減らすようになりました。

私が成長し、家事が手伝える八・九歳になるとお父さんは少しずつ時間ができるようになりました。その時はあまり関心しなかったお父さんの書類の整理は今考えるととても重要なことだったことが分かります。

まずは市役所に提出する書類をまとめ、記入し提出します。その他にも申請の書類だったりたくさんあります。私の家庭は父が子を引き取り、学費など全て父が払っています。

十歳くらいになってふと思ったことが、自分や父と妹はピンク色の保険証ともう一枚病院で提示すると普通お金を払わないといけないところでもいりませんよと言わ

れることです。他の人で数千円払わないといけないようなケガをしてもお大事にと言われて終わりです。お金はどこから払っているのかお父さんに聞いてみると、税金から出してもらっていることを知らされました。風邪やケガをしても「無料」であるという印象しかもっていません。ちょっとした風邪やケガでもすぐ病院に行き薬をもらっていました。そのときから「税金」という言葉に興味をもち、自分は誰に育てられ生かされたのか分かるようになりました。

税金は皆が払っているもの、でも、いつ・どこで・どのように使われたのか分かる人はとても少ないと思います。反対に昔の私のように何のお金を使っているか知らずにたくさんの税金を使っている場合もあります。

皆さんはどちらでしょうか。税金について知らないことは私にもたくさんあります。税金について理解を深めることは税金を払っている自分のためにもなると思います。ですからまずは身の回り、身近なものからの発見や疑問をして調べていくと色々と分かってくるものは多いと思います。

私は父子家庭で普通の家庭より苦しい状態にいるのだと思うことは間違いで、母・父子家庭の人は全国の国民にも支えられていることを知ることが大切だと思います。私は自分のためにも家族のためにも、全国民のためにも税金について理解し、それを教えていこうと思います。

知つとくと(得)情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047

千代田区内神田1-2-2

小川ビル7階

神田合同税理士事務所

TEL 03(3518)2711(代)

FAX 03(3518)2712

携帯 090(2212)0306

e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いたします。さて、年が明けますと、確定申告提出の時期が近づいて来ます。今回は、サラリーマンでも、確定申告を通じて所得税の課税標準と税額を確定させることができる制度について紹介いたします。

サラリーマンの給与所得は、給与収入から、給与収入に応じた給与所得控除を差し引いて計算する方法がとられています。ところが、サラリーマンでも、勤務に伴う特定支出金については実額控除を認め、確定申告を通じて、自らの所得税の課税標準と税額を確定させることができるという「給与所得者の特定支出控除制度」が設けられています。

これは、給与所得者のその年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える場合に、確定申告によりその超える部分の金額を更に差し引くことができる制度です（平成24年度の税制改正でその一部が変更されています）。

給与所得控除とは

給与所得は、原則として必要経費は認められていません。しかし、一定の給与所得控除額を給与等の収入金額から差し引くことができ、この金額が必要経費相当額といわれています。給与所得控除額は、給与の収入金額に応じて決められています。

特定支出控除制度とは

特定支出控除制度とは、サラリーマンなどの給与所得者が、5種類の一定の要件に当てはまる特定支出をした場合、それぞれの特定支出の合計額が給与所得控除額を超えるときには、その超える部分の金額を給与所得控除後の金額から差し引くことができる制度です。特定支出控除を受けるためには、特定支出の金額を証明する書類を添付して確定申告を行う必要があります。

特定支出とは

特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出のうち一定の要件のものです。

①通勤費

通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具使用のための支出（特別車両料金は対象となりませんが、特別急行料金は控除の対象となります）

②転居費

転任に伴う転居のための支出のうち、転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出

③研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得する事を目的として受講する研修のための支出

④資格取得費

人の資格を取得するための支出で、その支出が職務の遂行に直接必要な支出（弁護士、公認会計士、税理士、医師などの資格は対象とはなりません）

⑤帰宅旅費

単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所とその配偶者その他の親族が居住する場所との間の旅行のために通常必要な支出

（1月4往復以内の旅行に要するものに限ることとされ、片道換算で8回の旅行です）

なお、これら5つの特定支出は、いずれも給与の支払者が証明したものに限られます。また、給与の支払者から補填される部分があり、かつ、その補填される部分に所得税が課税されていないときは、その補填される部分は特定支出から除かれます。

お詫び（なかの187号 4ページ）

誤

- ・ 譲渡益 + （他の総合課税の譲渡益）
→ 特別控除（50万円） = 譲渡所得

正

- ・ 譲渡益 + （他の総合課税の譲渡益）
－ 特別控除（50万円） = 譲渡所得

謹んでお詫び申し上げます。

平成24年度税制改正

特定支出控除制度は、簡単に言うと、サラリーマンに対して一定の支出（特定支出）を「経費」として認めるというものです。実際にはほとんど利用されていませんでした。この状況を改善するため、平成24年度税制改正では適用を受けるためのハードルが下げられることになりました。具体的には、「特定支出控除」が給与所得控除の「2分の1」を超えれば利用できるものとされ、また、対象となる「特定支出の範囲」も拡大されました。

ハードルは下げられましたが、この改正により適用されるのは、平成25年分以降の特定支出（確定申告は来年です。）となりますので注意をしてください。

改正後の具体的な適用判定基準

平成25年分以降は、その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる給与等の収入金額の区分に応じそれぞれ「特定支出控除の適用判定の基準となる金額」を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができることになりました。（所法57の2①）

①給与等の収入金額1,500万円以下の場合

○特定支出控除の適用判定の基準

→ その年中の給与所得控除額の
2分の1に相当する金額

②給与等の収入金額1,500万円を超える場合

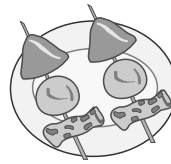
○特定支出控除の適用判定の基準

→ 125万円

改正により追加された特定支出の範囲の拡大

平成25年分以降は、特定支出の範囲に次に掲げる支出が追加されました。

- ① 一定の資格取得費（職務の遂行に必要な弁護士、公認会計士、税理士、医師などの資格）
- ② 図書費（書籍・定期刊行物）、衣服費（制服・事務服・作業服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服）、交際費・接待費（給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待・供応・贈答）等で上限金額65万円までのもの
いずれも給与等の支払者の証明が必要です



ワンポイント 「こんにゃくで 肌は若返る」

冬は湿度が下がり乾燥肌になりがちです。乾燥肌を防ぐには、皮膚の新陳代謝を活性化させるセラミドを多く含む物質を摂取する必要があります。こんにゃく芋にはセラミドが多く含まれていますので、この冬は、こんにゃくを積極的に食べて皮膚下(角層)の水分保持に努めましょう。

1月の税務と労務

- ・ 国税／給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- ・ 国税／報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- ・ 国税／源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- ・ 国税／12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の
7～12月分は1月21日)
- ・ 国税／11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- ・ 国税／5月決算法人の中間申告
1月31日
- ・ 国税／2月、5月、8月決算法人の消費税等の
中間申告（年3回の場合）
1月31日
- ・ 地方税／固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- ・ 地方税／給与支払報告書の提出
1月31日
- ・ 労務／労働保険料の納付（第3期分）
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

2月の税務と労務

- ・ 国税／平成24年分所得税の確定申告
2月18日～3月15日
(還付申告は申告期限前でも受け付けられます)
- ・ 国税／贈与税の申告
2月1日～3月15日
- ・ 国税／1月分源泉所得税の納付
2月12日
- ・ 国税／12月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
2月28日
- ・ 国税／6月決算法人の中間申告
2月28日
- ・ 国税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の
中間申告（年3回の場合）
2月28日
- ・ 国税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付
2月28日
- ・ 地方税／固定資産税の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

「秋の講話・税務研修会」を開催!

中野法人会では、10月に『講話・税務研修会』を開催致しました。支部長・担当副会長を始め多くの皆様にご参加をして頂きました。

署の幹部の皆様、各地域の会場まで足を運んで頂きまして誠にありがとうございました。

<第1部・副署長講話>



『印紙税：税務相談室に寄せられる相談あれこれ』と題し講話して頂きました。(大要のみ掲載をさせていただきます。)

先ず、ご出身地である佐賀県の紹介をして頂きました。有名な観光地は少ない山口副署長ですが、唐津や呼子、吉野など、全国大会の折に観光したことを懐かしく思い出しました。

又、印紙税については、1. 印紙税の歴史 2. 課税文書 3. 請負と委任、準委任 4. 契約が無効となった場合に印紙税は還付されるのか? 5. 印紙税を間違えて買ってしまったら? 6. 3万円以上の領収書(受取書)なのに印紙が貼ってないのは? 7. 海外で文書を作成したら? 8. 印紙がないと契約書は無効? 9. 収入印紙以外の印紙 等々、大変に内容の濃い講話をして頂きました。



<竹田第1統括官より>

日ごろの法人会活動に対して労いの言葉を述べられ、特に「e-Taxの利用促進について」強調されました。

竹田第1統括官 又、裏谷第4統括官、石黒第5統括官、

西山第6統括官にも出席をして頂きました。



<第2部・税務研修会>

「平成24年度の税制改正より」

中野税務署・牛米上席、

牛米上席

小下調査官

小下調査官が講師を勤めて下さり研修を行いました。先ず、平成23年度税制改正(12月改正)のあらましについて

1. 法人課税関係～法人税の税率引き下げ等
2. 減価償却制度の改正
3. 欠損金の繰越控除の制限
4. 貸倒引当金の適用制限など

次に平成24年度税制改正では、特に次の法人課税について研修して頂きました。

1. 研究開発税制
2. 環境関連投資促進税制
3. 中小企業税制
4. 震災復興支援措置
5. その他の租税特別措置等
6. その他

又、国際課税について、給与所得関係(給与所得控除の見直し、役員退職給与の課税見直し等)についても研修して頂きました。「200%定率法を適用するに当たり設けられた特別措置について」等、大変に分かりやすく研修をして頂き、有難うございました。



第1支部



第2支部



裏谷第4統括官



石黒第5統括官



西山第6統括官



第3支部



第4・5・6支部



第7支部



第8支部



第9中央・本町・10支部



第11・12支部

活発な事業・研修(税関係)を展開!!

「第20回法人税実務講座」(10月24日)

～ とても解りやすい講義に感謝 ～

法人税といってもその内容は非常に幅広く複雑です。2時間半という短い時間の講義内容を決めるのは大変なご苦勞だったと思います。今回は減価償却制度の改正点、復興特別法人税、法人税の計算のしくみ、収益計上基準、資本金の支出と修繕



解りやすい講義に感謝…!

(株)七星科学研究所 陣野真一

費の区分、交際費の範囲などを解説して頂きました。

講義に先立ち、税務署についての組織や各部門の役割などをお話いただき、興味深く聞かせていただきました。

おかげさまで、お昼過ぎの短い時間帯を乗り切ることが出来ました。当社の決算が近いこともあり、この時期に開催していただけることは非常にありがたく、決算法人説明会と合わせて毎年、出席させていただいております。これからも正しい申告、納税のため勉強させていただきます。ありがとうございます。



講師の牛米上席

「第21回源泉所得税の実務講座」(10月29日)

～ 工夫された素晴らしい講義に感動 ～

実務講座では、昨年の変更点・今年の変更点・留意すべき事項・その他誤り易い事項等を事例の紹介も含めながら解り易く解説を頂きました。

幾つかの漠然としていた項目についても理解ができました。



丁寧できめ細かい講義に感動…!

宝仙学園 井ノ口佳旦

判断に誤りが無いよう「条文の確認」や「ガイドブック等の活用」の大切さを講師の指導振りから教えられました。

また、テキストも工夫されており「解説・事例・留意点・設問・解答」という構成となっており、職場での実務テキストとして活用したいと思った次第です。

今後は、未受講の事務職員にできる限り受講させるとともに私個人もこのような講義の機会に税の正しい知識を身につけたいと思います。

ありがとうございました。



講師の林上席

11月6・7・8日「年末調整説明会」



(会場のゼロ小ホール&野方区民ホール)

『新入会員特別研修会』 開催のご案内

日 時：平成25年 2 月27日(水) 18時～

場 所：中野サンプラザ11F

アネモルーム

第1部 18時～ 研 修

第2部 18時30分～ 交流会

会 費：5,000円

活発な事業・研修を展開!!

10月18日 中野区との共催で『パソコン講座』を開催(12月20日にも開催…)



会場のテラハウスICA



皆さん 緊張されています



一人ずつアシストします

11月27日 三井住友海上の富永様の講師で『資金調達力向上! 与信管理対策セミナー』を開催

『与信管理は転ばぬ先の杖?』

創業2年目の当社にとって、与信管理セミナーに参加するまでは、聞き慣れない言葉でしたが、わかりやすい資料と解説で大変勉強になりました。

事実、約束の期日になっても支払いがもらえない経験があるので、他人事ではない。



参加された皆様

講師の経験談ですが、少しでも入金が遅れた顧客にはすぐに連絡をいれ、催促するとありました。しかしそれは恐れ多く、気安くできないと感じる経営者の方が多いのでは

(株)シエンアート 吉永喜淵

ないだろうか。

産業組織は形・大きささまざまなピラミッドのようなもの。どこを欠けてもよくないと思うのは理想だが、現実とはやはり違う。仮に立場が変わって、他者への支払いが滞ることで、簡単に加害者になってしまう。

そんなことを考えながら改めて自社の基盤強化、加えて与信管理の重要性を意識するようになりました。

似たことわざで「浅い川も深く渡れ」「備えあれば憂いなし」などがありますが、解説に共通する言葉に「用心」の2文字。このセミナーでその心構えを身に付ける事が出来ました。有難うございます。

『後学としての与信管理』

東方は、学校法人の業務に携わっており、業種的に与信を与える側というより与えられる場面に数多く遭遇しています。

常日頃より、与信を与えられるとはどういうことかという点が気になっており、後学のために与信管理についての概要の分かるセミナー等を探していましたので、よい機会と思い参加させていただきました。

特に、金融機関の一般的な評価姿勢等について、決算書にまつわる様々な数値の出し方などの解説があり、日

学校法人 小小学園 平沢政彦

頃、お付き合いのある金融機関が実際にはどう考えているのかが気になっていた者としては、非常によい勉強になりました。実際、自分の所の数値で計算してみると、なるほど、今現在の言動・態度等考え方が手に取るように分かった…というか、ほぼ裏付けられたといった思いがより強くなりました。

置かれている状況は厳しいものですが、数字を正しく理解して、各教職員に伝えられるよう、我々スタッフも常に勉強すべきと心新たにしました。

『与信管理セミナーに参加して』

先日『与信管理セミナー』に参加させて頂きました。

講師は三井住友海上の富永様でした。富永様のお話はとてもわかりやすく、また、初心者の方でも理解することができるよう、ひとつひとつとても丁寧に教えて頂くことができるセミナーでした。

講義の中では、普段はあまり考える事のなかった与信管理対策の大切さを学ぶことが出来ました。与信管理対策というと多大な費用がかかるのでは、と思っていたのですが、このセミナーでは費用をほとんどかけず、かつ

(株)ナゴミホーム 根本香織

今すぐに始めることができる与信管理対策の方法まで教えて頂き、とても役立ちました。

本セミナーでは、これからの営業活動において大変参考になるお話ばかりで、約2時間半の講義でしたが時間が経つのがあっという間でした。

法人会に加入したことで、このようなとても参考になるセミナーに参加することができ、成長の場まで頂きまして本当に感謝しております。これからも機会があれば是非参加させて頂きたいと思っております。

観劇・観賞 …… 感激! (N・S)



会館にキリンの自販機が…



10/4 アイスの里で踊り出した



10/6 釧路空港で! (おやっ)



11/3 中野ゼロ大ホール



11/4 演歌まつり



11/16 ワルコ(伊勢丹会館)



大庭ゆりえ



池田桐葉



11/29 テアトルBONBON

中野区だより

(10月1日) 中野区誕生80年(歴史民俗館で中野区80周年のくらし企画展が…)



昭和40年中野駅北口



昭和38年中野駅舎



昭和38年都電(鍋屋横丁)



10月13・14日「花と緑の祭典」



〜〜〜 2012 東北復興大祭典 なかの：青森市よりねぶたが〜〜〜



(四季の森公園) ハロウィン



中野観光大使:初仕事



ロンドンオリンピック女子レスリング63kg級金メダリスト 伊調 馨氏



〜〜〜〜 11月10日 なかのエコフェアを開催(中野サンプラザ前)〜〜〜〜



第13回ビジネスフェア(11月15日)(宮治様)



〜〜〜 産業交流展2012(11月20〜22日) 出展された皆様〜〜〜



〜〜〜 2012・薬物乱用防止キャンペーン(11月25日)(サンプラザ前)〜〜〜



活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》第37回野方地区まつり（小・中学生を対象に税金クイズを実施）
（10月20日 於：野方ふれあい広場）



宮島副会長と辰巳さん



応援頂いた皆様



実行委員の飛田副支部長



小学生によるダンス（区民ホール前）



花笠踊りで街を歩きます



おっ かわいい!

～～～ はーい！並んでね（税金クイズ）～～～



《第1～4支部》第33回丸山塚まつり（子どもワイワイ広場）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）
（10月21日 於：区立丸山塚公園）



会場の丸山塚公園



応援して頂いた皆様



法人会のPR（写真の展示）



会場には様々な模擬店が



魔女(?)と野獣(!)



中学生の演奏が

～～～ みなさ～ん！良く考えてね ～～～



活発な社会貢献活動を展開!!

《第4～6支部》第37回上高田地区まつり（小・中学生を対象に税金クイズを実施）
（11月4日 於：上高田2丁目公園）



良く出来ました



応援頂いた皆様



やさしく教えちゃうね



ワーイ 大きなお菓子だ



双子なんです



会場にバザーが



こども工作教室コーナー



～～～ 恒例：チアガールのダンス ～～～



《第4～6支部》「恒例の松ヶ丘・上高田・新井地区の環境美化キャンペーン」に参加
（11月21日）



挨拶：田中区長



応援頂いた皆様



今回も多くの皆様が...



挨拶：高橋実行委員長



挨拶：野方警察の方



挨拶：新井小学校長



～～～ 皆さん 早朝から本当にご苦労様でした ～～～

活発な社会貢献活動を展開!!

《第7支部》第35回東中野地区まつり(みんなの広場)(小・中学生を対象に税金クイズを実施)
(10月21日 於: 元・東中野小学校)



なのチャン



会場の元・東中野小



応援頂いた皆様



会長と...



~~~~ うーん なかなか むずかしいなあ ~~~~



会場には模擬店がズラリ



バルーンアートは大人気



## 《第8支部》草花の鉢植えを贈呈(チャリティーで...) (清掃活動!!)

(10月20日 於: 西武信用金庫・本店前)



素敵な花でしょう!!



応援頂いた皆様



三輪様も寄付を...



~~~~ どの花にしようかなあ ~~~~



櫻井様も寄付を...



どうぞ好きな花を選んで下さい



清掃活動も行いました

活発な社会貢献活動を展開!!

“税を考える週間・特別事業”

《第9中央・第9本町・第10支部》（共催：社会貢献委員会・事業委員会）

◆「セーフティー教室・演奏&講演会」◆（11月4日 於：区立第十中学校体育館）



会場（区立十中）入口



挨拶：鈴木会長



吹奏楽部の見事な演奏



森校長先生



中野警察・交通課長



中野警察・交通課の方 & (?)



紙きり（林家二楽氏）



落語（立川左談次氏）



皆さんと記念撮影を

《第11・12支部》「神明・氷川市に参加」(小・中学生を対象に税金クイズを実施) (11月17日 於：神明氷川神社)



会場の神明神社



応援頂いた皆様



田中区長と…



小倉さんのお嬢さん(?)



税金クイズはここですよ



良く考えて下さいね



～～～ 境内では美味なる秋刀魚や綿菓子等々 ～～～

本 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!!

“税を考える週間・特別事業”

◆「JR中野駅頭PR活動」◆



11月19日 応援して頂いた皆様



〜〜 イータックスを利用しましょう〜〜



11月16日 〜 電子申告・納税を 〜



〜〜 ポケットティッシュ 〜

《第1〜12支部(7支部以外) & 青年部会・女性部会》(11月16日 於:エル・フラメンコ)

◆初秋の夜を…フラメンコで、オーレ!◆ 〜 租税教室(宮崎でのプレゼン) & フラメンコのタベ 〜



前段で租税教室を



滝口部会長



乾杯:榎本副会長



中締:宗田様



青年部会の皆様



グッドなダンスに オーレ!!



中野税務署・間税会・東法連関係

◆中野税務懇談会 & 署主催のe-Tax研修会◆



11月15日 赤羽氏・柴野氏が出席



11月16日 講師の林上席

◆「間税会主催：秋季講演会」◆



講師:伊藤署長

11月20日、中野サンプラザにおいて、開催。「国税庁の使命とわたしたちの税務署」と題して1

時間に亘り講演されました。



内容の濃い講演会でした

◆「東法連主催：講演会」◆

10月29日、ホテルメトロエドモンドにおいて「講演会」が開催され、当会より鈴木会長始め5名が参加しました。

「社会保障・税の一本化」の概要とその課題と題して中央大学法学科学院の森信教授に講義をして頂きました。

今後大いに注目すべき演題でもあり、内容の濃い講演会でした。



講師:森信先生

◆「東法連・第4ブロック合同会議」◆



鈴木会長

11月5日、今回は新宿法人会の担当で「東法連・第4ブロック合同会議」が開催されました。

今回の意見交換のタイトルは「会員移動の連絡について」です。ブロック内だけでも迅速な対応を…と確認。



会場の車屋本店

本部だより

活発な社会貢献活動を展開!! (中野法大会も共催)



●食の祭典●

中野の逸品グランプリ 2013



お陰様で第一次審査が終了しました。今後のスケジュールは、下記の通りです。

●『二次審査』 1月11日(金)～2月18日(月)
(各店の投票箱やWEBでも投票可能です。)

●『三次審査・グランプリ発表並びに表彰式』 3月23日(土)

[中野の逸品グランプリWEB]

●PCサイト 中野の逸品 検索
http://www.nakano-no-ippin.com/



携帯サイト

主催：中野の逸品グランプリ実行委員会
(中野区商店街連合会/公益社団法人 中野法大会)
共催：中野区
後援：東京商工会議所中野支部/中野工業産業協会

協賛：関東バス株式会社/学校法人 織田学園 織田調理師専門学校
企画・プロデュース/おこのみっくすWEBマガジン編集部
【問い合わせ】 TEL 03-3228-5433
事務局/中野区産業・都市振興分野 文化・都市観光担当

◆「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」◆

日 時：平成25年 1 月10日(木) 3時半受付

第1部：4時～ 「署長講演会」

第2部：5時～ 「賀詞交歓会」

第3部：5時45分～ 「祝賀会」

場 所：中野サンプラザ 13階

会 費：8,000円

余 興：記念演奏

幸運くじ (賞品多数)



支部だより

活発な社会貢献活動を展開!!

“税を考える週間・特別事業”

《第2支部》◆「チャリティー寄席」◆ ～ 笑う門には福来る ～ (11月20日 於：沼袋区民活動センター)



会場には多くの皆様が



挨拶：横川支部長



税金クイズ (遠藤様)



コントの二人



漫才の三人



落語：林家たけのこ氏

《第7支部》◆「チャリティー寄席&ディナー」◆ ～ 圧巻の演奏に感動 ～ (11月16日 於：ウェストフィフティサード)



税金クイズ (三嶋様) 挨拶：鈴木支部長



健康体操 (自彊術)



♪♪♪ JAZZライブ (寺泉氏他) ♪♪♪



皆様、JAZZに魅了されて

《第4支部》10/11◆第37回ゴルフコンペ (川越CC)◆



ナイスショット!



優勝：鳥居支部長

《第9中央・第9本町・第10支部》
11/13

◆第26回ゴルフコンペ
(飯能グリーンCC)◆



優勝：岩崎夫人

部 会 だ よ り

《源泉研究部会 第331回研修会(年調)》

◆e-Taxを利用して法定調書の提出を…!◆

11月2日、法人会館において、平成24年分年末調整について、先ずDVDの上映があり、林上席より補足説明をして頂きました。

《主な改正点》

1. 生命保険料控除が改組され下記の各保険料控除の合計適用限度額が12万円になりました。
 - (1) 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に係る控除
 - (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る控除
 - (3) 新契約と旧契約の両方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算
2. 納期の特例を受けている源泉徴収義務者の件
3. 自動車利用者の通勤手当の件



今年の変更点は…

《第1回 税の川柳コンクール入賞発表》

応募作品(81点)から、源泉研究部会役員・理事役員の皆様に選考して頂きました。

《中野法人会長賞》

・源泉は 箱根、熱海か 税務署か

(源泉研究部会推薦による)

《中野法人会長賞》

・税金は 肝心なのは 使い道
・給料も 上乗せ欲しい 消費税

《優秀賞》

・還付され 嬉しくもあり 悲しくも
・税務署は 相談事に ソフトだゼイー
・許さんぞ オレの税金 ムダ遣い
・未来ある 子等に伝える 税クイズ
・殖やすより歳出出納 減らすべし

《特別賞》

宮園オート(株) 川村 能正 様

《青年部会》

◆親睦チャリティーボウリング大会◆



10月25日 精鋭18名が…



優勝：飛田氏

◆「親睦チャリティーゴルフコンペ」◆

11月23日、東千葉CC。15名が参加し熱い戦いが…。



優勝：斉藤氏



精鋭15名が…

《◆東法連及び第4ブロック関係◆》

- ・10月4日 東法連青連協役員会に柴野氏が出席
- ・10月6日 東法連青連協交流ゴルフコンペに柴野氏、滝口氏が参加
- ・11月22日 東法連「TAX WEEK」がキッザニア東京で開催され、6名参加しました。



キッザニア東京

- ・11月22日 東法連・第4ブロック「租税教育スキルアップ講座」が豊島法人会で開催、5名が参加。
- ・11月29日 東法連第4ブロックボウリング大会が池袋・ロサボウルで開催され8名参加。見事に準優勝に…!!



飛田氏：個人で第3位

《女性部会 役員会を開催》

10月16日、法人会館において、役員会を開催。税の絵はがきコンクールの審査、今後の行事予定について縷々検討しました。



活発な意見交換が…



高野部会長

全法連 第29回法人会全国大会(北海道大会)と特別研修会

北海道大会 10月11日(木) 釧路市民文化会館

第1部 記念講演

演題：「地方の再生と
日本の将来」



慶應義塾大学教授
講師：片山善博氏

第2部 式典

開 会 の 辞
国 歌 斉 唱
来 賓 紹 介
主 催 者 挨 拶
来 賓 祝 辞
表 彰 状 贈 呈
税制改正提言の報告
青年部による租税
教育活動の報告
大 会 宣 言
閉 会 の 辞



(社)北海道法人会総連合
会長 光安規実男



(公財)全国法人会総連合
会長 池田 弘一

第3部 懇親会



会場の釧路市民文化館前で



〜〜 標津サーモンパーク 〜



〜〜 中野から参加された皆様(会場内) 〜



摩周湖展望台で



知床五湖(高架木道)



サーモンパーク見学



釧路空港前で



10月3日、お待ちしております！



青森港&自然林



ねぶた祭り



奥入瀬溪流

平成24年度税制改正要望全国大会

大会スローガン

- ◎待ったなし。国・地方とも
聖域なき行財政改革の断行を！！
- ◎活力ある経済社会の実現を目指し、
抜本的な税制改革を！！
- ◎予算の迅速な執行など、
万全な体制により被災地の早期復興を！！
- ◎所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を！！
- ◎わが国企業の国際競争力確保のためにも、
さらなる法人税率の引き下げを！！

- ◎地域の活性化・雇用確保に資するためにも、
欧米並の本格的な事業承継税制を！
- ◎増税だけに頼るのではなく、
徹底した歳出削減の実施を！
- ◎地方分権の推進のため、
三位一体改革の更なる徹底を！
- ◎年金・医療・介護制度について改革を断行し、
持続可能な社会保障制度の確立を！

《社会貢献活動》



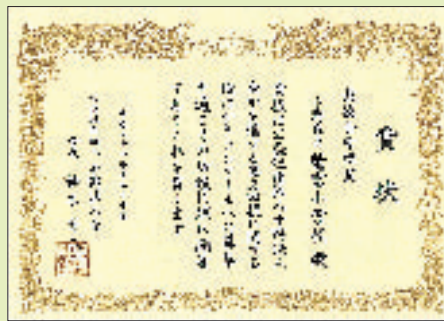
入賞作品展示(中野区役所1階)
12月7日~12月14日

===== (10月16日 審査会 於：法人会館) =====

第3回「税に関する絵はがきコンクール」



中野区立鷺宮小学校 校殿



最優秀学校賞



===== (表彰式 12月10日 於：中野区役所) =====

中野税務署長賞

中野都税事務所長賞

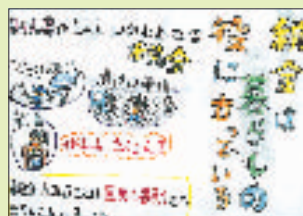
中野法人会長賞

(青年部会推薦による)
中野法人会長賞

(女性部会推薦による)
中野法人会長賞



緑野小学校
新井 喜子 様



緑野小学校
鈴木 優梨 様



鷺宮小学校
西窪 麻衣 様

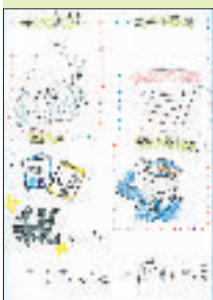


緑野小学校
高木 皓平 様



鷺宮小学校
宇野 りりあ 様

優 秀 賞



鷺宮小学校
白井 海帆 様



緑野小学校
牛込 義斗 様



緑野小学校
鶴田 真帆 様



上高田小学校
井戸田 颯 様



多田小学校
塚挟 真紀 様